保護者の皆様

平成30年6月1日 横浜市立桜岡小学校 校長 髙島典子

いじめ防止に関する資料の配布について

衣替えの季節となりましたが、保護者の皆様にはますますご健勝にお過ごし のことと存じます。

さて、このたび国より「いじめ防止対策の推進に関する調査結果」が示されました。本校としても、いじめの未然防止や児童の豊かな人間関係をより一層はぐくんでいきたいと考えております。その一助として、今回配布させていただく資料につきまして家庭と連携しながら、共通理解を図りたいと考えております。いじめのない学校づくりに向けて今後もお力添えをいただけますように心よりお願い申し上げます。

また、学校ホームページには、「学校いじめ防止基本方針」を掲載しております。あわせてご覧いただけますようよろしくお願い致します。

なお、お子様のことで心配なことがございましたら、学校の方に遠慮なくご 相談ください。

<配布資料>

- いじめとは何か
- ・知っていますか「いじめ防止対策推進法」
- いじめのサイン発見シート

※いずれも文部科学省の資料です。

本件連絡先 児童支援専任 大畑あずさ 045-842-2782

いじめとは、何か

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著し く侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与 えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる おそれのあるものです。

どの子供にも起こりうる、いじめ

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

「仲間はずれ、無視、陰口」

国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導センター

いじめ追跡調査2013-2015

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・・9割

大人が気付きにくい、いじめ

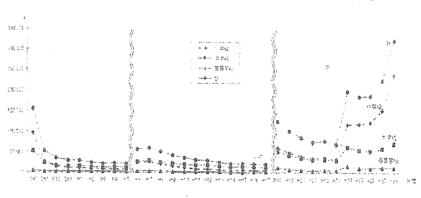
いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子供自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

ささいな兆候も、積極的に認知

いじめの認知件数の推移 平成28年度「児童生徒の問題行動・不量校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめの認知件数は、社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられます。

いじめは必ず起こりうる もの、という認識のもと、 ささいな兆候にも積極的に 認知し、対処していく姿勢 が必要です。



なやみいおう

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

知っていますか「いじめ防止対策推進法」

平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を 定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、「計画的」「組織的」に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本 方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取 組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、 いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、こ の「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

○ いじめかなと思ったら学校に連絡するなどの対応をお願いします

「重大事態」には調査組織を設置します

○ 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を 置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



相談窓口

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。 ☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120 - 0 - 78310